

# 新規上場申請のための四半期報告書

note株式会社

**【表紙】**

**【提出書類】** 新規上場申請のための四半期報告書

**【提出先】** 株式会社東京証券取引所 代表取締役社長 山道 裕己 殿

**【提出日】** 2022年11月17日

**【四半期会計期間】** 第11期第2四半期（自 2022年3月1日 至 2022年5月31日）

**【会社名】** note株式会社

**【英訳名】** note inc.

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役CEO 加藤 貞顕

**【本店の所在の場所】** 東京都港区北青山三丁目1番2号

**【電話番号】** 050-1751-2329

**【事務連絡者氏名】** 取締役CFO 鹿島 幸裕

**【最寄りの連絡場所】** 東京都港区北青山三丁目1番2号

**【電話番号】** 050-1751-2329

**【事務連絡者氏名】** 取締役CFO 鹿島 幸裕

# 目次

	頁
第一部【企業情報】 .....	1
第1【企業の概況】 .....	1
1【主要な経営指標等の推移】 .....	1
2【事業の内容】 .....	2
第2【事業の状況】 .....	3
1【事業等のリスク】 .....	3
2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】 .....	3
3【経営上の重要な契約等】 .....	4
第3【提出会社の状況】 .....	5
1【株式等の状況】 .....	5
2【役員の状況】 .....	19
第4【経理の状況】 .....	20
1【四半期財務諸表】 .....	21
2【その他】 .....	28
第二部【提出会社の保証会社等の情報】 .....	29
四半期レビュー報告書 .....	30

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第11期 第2四半期 累計期間
会計期間		自 2021年12月1日 至 2022年5月31日
売上高	(千円)	1,142,997
経常損失(△)	(千円)	△322,475
四半期純損失(△)	(千円)	△323,825
持分法を適用した場合の投資利益	(千円)	—
資本金	(千円)	1,100,070
発行済株式総数		
普通株式		14,060,000
A種優先株式		5,540,000
B種優先株式	(株)	1,666,200
C種優先株式		4,195,200
D種優先株式		1,640,000
E種優先株式		194,400
F種優先株式		1,940,000
純資産額	(千円)	2,250,424
総資産額	(千円)	3,688,367
1株当たり四半期純損失(△)	(円)	△23.35
潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益	(円)	—
1株当たり配当額	(円)	—
自己資本比率	(%)	61.0
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△221,783
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△7,527
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	2,000,140
現金及び現金同等物の四半期末残高	(千円)	2,642,912

回次		第11期 第2四半期 会計期間
会計期間		自 2022年3月1日 至 2022年5月31日
1株当たり四半期純損失(△)	(円)	△13.69

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社を有していないため記載しておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であ

り、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。また、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

4. 当社は、第10期第2四半期累計期間については四半期財務諸表を作成していないため、第10期第2四半期累計期間に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
5. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第1四半期会計期間の期首から適用しており、当第2四半期累計期間に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
6. 2022年9月6日付で普通株式2株につき1株の割合で株式併合を行っております。第11期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して1株当たり四半期純損失を算定しております。

## 2 【事業の内容】

当第2四半期累計期間において、当社において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【事業等のリスク】

当第2四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

### 2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において判断したものです。なお、当社は、前第2四半期累計期間については四半期財務諸表を作成していないため、前年同四半期累計期間との比較分析は行っていません。

#### （1）財政状態及び経営成績の状況

当第2四半期累計期間における我が国の経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大が一服し、国内で流行していた新たな変異株についても感染者数は減少傾向にあり、2022年1月に実施されていたまん延防止等重点措置も2022年3月に解除され、人々も徐々に以前の生活を取り戻しつつあります。IT環境においては、スマートフォンアプリ等を通じての個人間取引や継続的に消費者からサービスの対価を受け取るサブスクリプション型ビジネス、インターネット上でサービスを提供するSaaSのトレンドが引き続き拡大しています。

このような状況の下、当社は、note事業（クリエイターがユーザーとコミュニケーションをとりながらデジタルコンテンツを創作・公開・販売できるプラットフォームの「note」の運営）、note pro事業（法人向け情報発信プラットフォーム（SaaS）の「note pro」の運営）、法人向けサービス事業（「note」上での企業協賛型コンテストの実施など）を主要な事業として展開してまいりました。「note」は新型コロナウイルス感染症の対策のために消費者の行動が変容し、オンラインコンテンツの消費時間が増加した影響を受けて前期から継続してユーザー数が増加し、2022年5月末時点で会員登録者数は510万人を突破しております。一方、2022年5月単月の流通金額は924百万円超（前年同月比128.8%）となり、高水準で推移しています。また、「note pro」については、noteのサービス成長に伴う企業からの認知度向上により順調に契約数を伸ばしており、2022年5月末時点で有料アカウント数は530を超えています。法人向けサービス事業として実施している「noteコンテスト」については、2022年5月末時点で47,240千円の売上を計上しております。

以上の結果、当第2四半期の財政状態及び経営成績は以下のとおりとなりました。

#### ① 経営成績

当第2四半期累計期間の売上高は1,142,997千円となりました。内訳は、note売上高893,593千円、note pro売上高141,017千円、法人向けサービス売上高54,620千円、その他売上高53,767千円です。一方、自社サービスを拡大するため人材採用やプロダクトの開発コストが先行した結果、営業損失は316,851千円、経常損失は322,475千円、四半期純損失は323,825千円となりました。

なお、当社はメディアプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

#### ② 財政状況

当第2四半期会計期間末における財政状況は以下のとおりです。

##### （資産）

流動資産は前事業年度末に比べ1,936,057千円増加し、3,568,529千円となりました。これは主に、第三者割当増資などにより現金及び預金が1,770,828千円、「note」のGMVの伸長などにより未収入金が166,283千円増加したことなどによります。

固定資産は前事業年度末に比べ1,694千円増加し、119,837千円となりました。これは主に、事業用PCの取得などにより有形固定資産が3,473千円増加したことなどによります。

この結果、資産合計は前事業年度末に比べ1,937,752千円増加し、3,688,367千円となりました。

##### （負債）

流動負債は、前事業年度末に比べ261,438千円増加し、1,277,943千円となりました。これは主に、「note」の

GMVの伸長などによりクリエイター向けの預り金が増加したため、預り金が196,321千円増加したことなどにより  
ます。

固定負債は前事業年度末と同じく160,000千円となりました。

この結果、負債合計は前事業年度末に比べ261,438千円増加し、1,437,943千円となりました。

(純資産)

純資産は、前事業年度末に比べ1,676,314千円増加し、2,250,424千円となりました。これは、四半期純損失の  
計上により利益剰余金が323,825千円減少した一方で、第三者割当増資により資本金が1,000,070千円、資本剰余  
金が1,000,070千円増加したことによります。

以上により当第2四半期会計期間末の自己資本比率は61.0%となりました。

### ③ キャッシュ・フローの状況

当第2四半期会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は前事業年度末より1,770,828  
千円増加し、2,642,912千円となりました。当第2四半期累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれら  
の要因は次のとおりです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期累計期間における営業活動による資金の減少は、221,783千円となりました。これは主に、  
「note」のGMVの伸長などによるクリエイター向けの預り金が増加したことなどによる預り金増加額196,321千円  
により資金が増加した一方で、サービスを拡大するため人材採用やプロダクトの開発コストが先行した結果発生  
した税引前四半期純損失322,475千円及び「note」のGMVの伸長などによる未収入金の増加額166,283千円により資  
金が減少したことなどによります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期累計期間における投資活動による資金の減少は、7,527千円となりました。これは主に、事業用PC  
などの有形固定資産の取得による支出7,290千円によります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期累計期間における財務活動による資金の増加は、2,000,140千円となりました。これは、第三者割  
当増資の株式の発行による収入2,000,140千円によります。

### (2) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシ  
ュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありま  
せん。

### (3) 経営方針・経営戦略等及び経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当第2四半期累計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

### (4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第2四半期累計期間において新たに発生した優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変  
更はありません。

### (5) 研究開発活動

該当事項はありません。

## 3 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 第3 【提出会社の状況】

#### 1 【株式等の状況】

##### (1) 【株式の総数等】

##### ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数 (株)
普通株式	54,300,000
A種優先株式	22,160,000
B種優先株式	6,664,800
C種優先株式	16,780,800
D種優先株式	6,560,000
E種優先株式	777,600
F種優先株式	1,940,000
計	109,183,200

(注) 2022年9月6日開催の臨時株主総会決議に基づき、定款の一部変更を行い、2022年9月6日付でA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式に関する定款の定めを廃止するとともに、普通株式について2株につき1株の割合で株式併合を行っております。これにより、普通株式の発行可能株式総数は54,591,600株となりました。

##### ② 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末現在発行数 (株) (2022年5月31日)	提出日現在発行数 (株) (2022年11月17日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	14,060,000	14,617,900	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。(注) 1, 2, 3
A種優先株式	5,540,000	—	非上場	(注) 4
B種優先株式	1,666,200	—	非上場	(注) 5
C種優先株式	4,195,200	—	非上場	(注) 6
D種優先株式	1,640,000	—	非上場	(注) 7
E種優先株式	194,400	—	非上場	(注) 8
F種優先株式	1,940,000	—	非上場	(注) 9
計	29,235,800	14,617,900	—	—

(注) 1. 株主からの取得請求権の行使を受けたことにより、2022年8月26日付でA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式のすべてを自己株式として取得し、対価としてA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式1株につき、それぞれ普通株式1株を交付しております。また、当社が取得したA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式のすべてについて、2022年8月22日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき消却することを決議し、2022年8月29日付で消却しております。なお、当社は、2022年9月6日開催の臨時株主総会により、同日付で種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。

2. 2022年8月22日開催の取締役会決議及び2022年9月6日開催の臨時株主総会決議に基づき、2022年9月6日付で普通株式2株につき1株の割合で株式併合されたことを受け、同日付で発行済株式総数は14,617,900株となっております。



3. 2022年9月6日開催の臨時株主総会で定款変更が決議され、同日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

4. A種優先株式の内容は以下のとおりです。

(優先配当金)

当社は、当社が吸収分割又は新設分割をする場合において剰余金の配当をするときには、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株主又はA種優先登録質権者に対し、同日の最終の株主名簿に記載された普通株主又は普通登録質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先分配額に相当する額をそれぞれ配当する。なお、本項に基づき配当される剰余金の額が、発行済のA種優先株式の数（自己株式を除く。）にA種優先分配額を乗じた額の合計額に満たない場合には、本項に基づきA種優先株式1株当たり配当される剰余金の額の比率が、A種優先分配額の比率と同じになるように配当する。

前項に基づく配当をした後、普通株主又は普通登録質権者に対して配当をするときは、同時に、A種優先株主又はA種優先登録質権者に対して、A種優先株式1株当たり、普通株式1株当たりの配当額に、その時点におけるA種取得比率を乗じた額の配当をそれぞれ行う。なお、本条に基づく配当財産の計算上生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

(残余財産の分配)

当社の残余財産を分配するときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、A種優先株式1株につき金110円（以下「A種優先分配額」という。）が、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち分配される。但し、A種優先株式につき、株式分割、株式併合、株式無償割当又はこれに類する事由があったときは、その比率に応じて、A種優先分配額は適切に調整される。A種優先株主又はA種優先登録株式質権者にA種優先分配額の残余財産が分配されたのち、なお残余財産がある場合は、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、A種優先株式1株につき、普通株式1株に対して分配される残余財産と同額の残余財産が分配される。

(議決権)

A種優先株主は、当社株主総会及びA種優先株主を構成員とする種類株主総会において、A種優先株式1株につき1個の議決権を有する。

(普通株式を対価とする取得請求権)

A種優先株主は、A種優先株主となった時点以降いつでも、保有するA種優先株式の全部又は一部につき、当社がA種優先株式を取得すると引換えに普通株式を交付することを当社に請求することができる権利（以下「取得請求権」という。）を有する。その条件は以下のとおりとする。

(1) A種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式数

A種優先株式1株の取得と引換えに交付する当社の普通株式の株式数（以下「A種取得比率」という。）は次のとおりとする。かかる取得請求権の行使により各A種優先株主に対して交付される普通株式の数につき1株未満の端数が発生した場合はこれを切り捨て、金銭による調整を行う。

$$\text{A種取得比率} = \frac{\text{A種優先株式の基準価額}}{\text{取得価額}}$$

(2) 上記(1)のA種優先株式の基準価額及び取得価額は、当初55円とする。

(取得条項に関する定め)

当社は、当社の株式の金融商品取引所への上場の申請を行うことが取締役会で可決され、かつ当該株式公開に関する主幹事の金融商品取引業者から要請を受けた場合、A種優先株式の基準価額及び取得価額をそれぞれ55円とし、A種優先株式1株に対し、普通株式（基準価額÷取得価額）株の割合で、普通株式と引き換えにA種優先株式を全部取得できるものとする。但し、基準価額及び取得価額については、次項「取得価額等の調整」に定めるところに従い調整されることがある。

(取得価額等の調整)

A種優先株式の基準価額及び取得価額は、以下の定めにより調整される。

(1) 株式等の発行又は処分に伴う調整

A種優先株式発行後、下記①又は②に掲げる事由により当社の株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、（取得条項に関する定め）の取得価額（以下「A種取得価額」という。）は、下記①の場合は当該株式の1株当たりの払込金額に、下記②の場合は下記に定めるA種潜在株式等取得価額に、それぞれ変更されるものとする。

① 調整前のA種取得価額を下回る払込金額をもって株式を発行又は処分する場合。但し、株式無償割当てによる場合及び潜在株式等（取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その所有者若しくは当社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味する。以下同じ。）の取得原因（潜在株式等に基づき会社が株式を交付する原因となる所有者若しくは当社の請求又は一定の事由を意味する。以下同じ。）の発生による場合を除く。調整後のA種取得価額は、募集又は割当てのための基準日があるときはその日の翌日、それ以外ときは株式の発行又は処分の効力発生日（会社法第209条第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）の翌日以降にこれを適用する。

② 調整前のA種取得価額を下回るA種潜在株式等取得価額をもって株式を取得し得る潜在株式等を発行又は処分する場合（無償割当てを含む。但し、株式無償割当てを除く。）。本②にいう「A種潜在株式等取得価額」とは、株式1株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額を

意味するものとし、以下同様とする。調整後のA種取得価額は、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日、それ以外のときは潜在株式等の発行又は処分の効力発生日（会社法第209条第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）に、全ての潜在株式等につき取得原因が発生したものとみなし、このみなされる日の翌日以降にこれを適用する。

(2) 株式の分割、併合又は無償割当てによる調整

A種優先株式発行後、株式の分割、併合又は株式無償割当てを行う場合は、A種取得価額は以下の調整式に基づき調整される。調整後のA種取得価額は、株式分割、株式併合又は株式無償割当ての効力発生日（割当てのための基準日がある場合はその日）の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。調整額の算定上発生した1円未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後A種取得価額} = \text{当該調整前A種取得価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合・無償割当ての比率}}$$

(3) その他の調整

上記に掲げた事由によるほか、次に該当する場合には、当社は取締役会の決議に基づき、合理的な範囲においてA種優先株式の取得価額及び／又は基準価額の調整を行うものとする。

①合併、会社分割、株式移転又は株式交換のためにA種取得価額の調整を必要とする場合。

②潜在株式等の取得原因が発生する可能性のある期間が終了した場合。但し、潜在株式等の全部について取得原因が発生した場合を除く。

③潜在株式等にかかる(1)②に定める潜在株式等取得価額が修正される場合。

④上記のほか、当社の普通株式数に変更又は変更の可能性を生じる事由の発生によって取得価額の調整が必要であると取締役会が合理的に判断する場合。

(会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無)

会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

5. B種優先株式の内容は以下のとおりです。

(優先配当金)

当社は、当社が吸収分割又は新設分割をする場合において剰余金の配当をするときには、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたB種優先株主又はB種優先登録質権者に対し、同日の最終の株主名簿に記載された普通株主又は普通登録質権者に先立ち、B種優先株式1株につき、B種優先分配額に相当する額をそれぞれ配当する。なお、本項に基づき配当される剰余金の額が、発行済のB種優先株式の数（自己株式を除く。）にB種優先分配額を乗じた額の合計額に満たない場合には、本項に基づきB種優先株式1株当たり配当される剰余金の額の比率が、B種優先分配額の比率と同じになるように配当する。

前項に基づく配当をした後、普通株主又は普通登録質権者に対して配当をするときは、同時に、B種優先株主又はB種優先登録質権者に対して、B種優先株式1株当たり、普通株式1株当たりの配当額に、その時点におけるB種取得比率を乗じた額の配当をそれぞれ行う。なお、本条に基づく配当財産の計算上生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

(残余財産の分配)

当社の残余財産を分配するときは、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対し、B種優先株式1株につき金90円（以下「B種優先分配額」という。）が、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち分配される。但し、B種優先株式につき、株式分割、株式併合、株式無償割当て又はこれに類する事由があったときは、その比率に応じて、B種優先分配額は適切に調整される。B種優先株主又はB種優先登録株式質権者にB種優先分配額の残余財産が分配されたのち、なお残余財産がある場合は、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対し、B種優先株式1株につき、普通株式1株に対して分配される残余財産と同額の残余財産が分配される。

(議決権)

B種優先株主は、当社株主総会及びB種優先株主を構成員とする種類株主総会において、B種優先株式1株につき1個の議決権を有する。

(普通株式を対価とする取得請求権)

B種優先株主は、B種優先株主となった時点以降いつでも、保有するB種優先株式の全部又は一部につき、当社がB種優先株式を取得するのと引換えに普通株式を交付することを当社に請求することができる権利（以下「取得請求権」という。）を有する。その条件は以下のとおりとする。

(1) B種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式数

B種優先株式1株の取得と引換えに交付する当社の普通株式の株式数（以下「B種取得比率」という。）は次のとおりとする。かかる取得請求権の行使により各B種優先株主に対して交付される普通株式の数につき1株未満の端数が発生した場合はこれを切り捨て、金銭による調整を行う。

$$\text{B種取得比率} = \frac{\text{B種優先株式の基準価額}}{\text{取得価額}}$$

(2) 上記(1)のB種優先株式の基準価額及び取得価額は、当初90円とする。

(取得条項に関する定め)

当社は、当社の株式の金融商品取引所への上場の申請を行うことが取締役会で可決され、かつ当該株式公開に関する主幹事の金融商品取引業者から要請を受けた場合、B種優先株式の基準価額及び取得価額をそれぞれ90円とし、B種優先株式1株に対し、普通株式(基準価額÷取得価額)株の割合で、普通株式と引き換えにB種優先株式を全部取得できるものとする。但し、基準価額及び取得価額については、次項「取得価額等の調整」に定めるところに従い調整されることがある。

(取得価額等の調整)

B種優先株式の基準価額及び取得価額は、以下の定めにより調整される。

(1) 株式等の発行又は処分に伴う調整

B種優先株式発行後、下記①又は②に掲げる事由により当社の株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、(取得条項に関する定め)の取得価額(以下「B種取得価額」という。)は、下記①の場合は当該株式の1株当たりの払込金額に、下記②の場合は下記に定めるB種潜在株式等取得価額に、それぞれ変更されるものとする。

① 調整前のB種取得価額を下回る払込金額をもって株式を発行又は処分する場合。但し、株式無償割当てによる場合及び潜在株式等(取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その所有者若しくは当社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味する。以下同じ。)の取得原因(潜在株式等に基づき会社が株式を交付する原因となる所有者若しくは当社の請求又は一定の事由を意味する。以下同じ。)の発生による場合を除く。調整後のB種取得価額は、募集又は割当てのための基準日があるときはその日の翌日、それ以外のときは株式の発行又は処分の効力発生日(会社法第209条第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日)の翌日以降にこれを適用する。

② 調整前のB種取得価額を下回るB種潜在株式等取得価額をもって株式を取得し得る潜在株式等を発行又は処分する場合(無償割当てを含む。但し、株式無償割当てを除く。)。本②にいう「B種潜在株式等取得価額」とは、株式1株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味するものとし、以下同様とする。調整後のB種取得価額は、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日、それ以外のときは潜在株式等の発行又は処分の効力発生日(会社法第209条第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日)に、全ての潜在株式等につき取得原因が発生したものとみなし、このみなされる日の翌日以降にこれを適用する。

(2) 株式の分割、併合又は無償割当てによる調整

B種優先株式発行後、株式の分割、併合又は株式無償割当てを行う場合は、B種取得価額は以下の調整式に基づき調整される。調整後のB種取得価額は、株式分割、株式併合又は株式無償割当ての効力発生日(割当てのための基準日がある場合はその日)の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。調整額の算定上発生した1円未満の端数は切り捨てるものとする。

1

調整後B種取得価額＝当該調整前B種取得価額× $\frac{1}{\text{分割・併合・無償割当ての比率}}$

(3) その他の調整

上記に掲げた事由によるほか、次に該当する場合には、当社は取締役会の決議に基づき、合理的な範囲においてB種優先株式の取得価額及び/又は基準価額の調整を行うものとする。

①合併、会社分割、株式移転又は株式交換のためにB種取得価額の調整を必要とする場合。

②潜在株式等の取得原因が発生する可能性のある期間が終了した場合。但し、潜在株式等の全部について取得原因が発生した場合を除く。

③潜在株式等にかかる(1)②に定める潜在株式等取得価額が修正される場合。

④上記のほか、当社の普通株式数に変更又は変更の可能性を生じる事由の発生によって取得価額の調整が必要であると取締役会が合理的に判断する場合。

(会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無)

会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

6. C種優先株式の内容は以下のとおりです。

(優先配当金)

当社は、当社が吸収分割又は新設分割をする場合において剰余金の配当をするときには、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたC種優先株主又はC種優先登録質権者に対し、同日の最終の株主名簿に記載された普通株主又は普通登録質権者に先立ち、C種優先株式1株につき、C種優先分配額に相当する額をそれぞれ配当する。なお、本項に基づき配当される剰余金の額が、発行済のC種優先株式の数(自己株式を除く。)にC種優先分配額を乗じた額の合計額に満たない場合には、本項に基づきC種優先株式1株当たり配当される剰余金の額の比率が、C種優先分配額の比率と同じになるように配当する。

前項に基づく配当をした後、普通株主又は普通登録質権者に対して配当をするときは、同時に、C種優先株主又はC種優先登録質権者に対して、C種優先株式1株当たり、普通株式1株当たりの配当額に、その時点におけるC種取得比率を乗じた額の配当をそれぞれ行う。なお、本条に基づく配当財産の計算上生じる1株未満

の端数は切り捨てるものとする。

(残余財産の分配)

当社の残余財産を分配するときは、C種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対し、C種優先株式1株につき金151円（以下「C種優先分配額」という。）が、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち分配される。但し、C種優先株式につき、株式分割、株式併合、株式無償割当又はこれに類する事由があったときは、その比率に応じて、C種優先分配額は適切に調整される。C種優先株主又はC種優先登録株式質権者にC種優先分配額の残余財産が分配されたのち、なお残余財産がある場合は、C種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対し、C種優先株式1株につき、普通株式1株に対して分配される残余財産と同額の残余財産が分配される。

(議決権)

C種優先株主は、当社株主総会及びC種優先株主を構成員とする種類株主総会において、C種優先株式1株につき1個の議決権を有する。

(普通株式を対価とする取得請求権)

C種優先株主は、C種優先株主となった時点以降いつでも、保有するC種優先株式の全部又は一部につき、当社がC種優先株式を取得すると引換えに普通株式を交付することを当社に請求することができる権利（以下「取得請求権」という。）を有する。その条件は以下のとおりとする。

(1) C種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式数

C種優先株式1株の取得と引換えに交付する当社の普通株式の株式数（以下「C種取得比率」という。）は次のとおりとする。かかる取得請求権の行使により各C種優先株主に対して交付される普通株式の数につき1株未満の端数が発生した場合はこれを切り捨て、金銭による調整を行う。

$$\text{C種取得比率} = \frac{\text{C種優先株式の基準価額}}{\text{取得価額}}$$

(2) 上記(1)のC種優先株式の基準価額及び取得価額は、当初151円とする。

(取得条項に関する定め)

当社は、当社の株式の金融商品取引所への上場の申請を行うことが取締役会で可決され、かつ当該株式公開に関する主幹事の金融商品取引業者から要請を受けた場合、C種優先株式の基準価額及び取得価額をそれぞれ151円とし、C種優先株式1株に対し、普通株式（基準価額÷取得価額）株の割合で、普通株式と引き換えにC種優先株式を全部取得できるものとする。但し、基準価額及び取得価額については、次項「取得価額等の調整」に定めるところに従い調整されることがある。

(取得価額等の調整)

C種優先株式の基準価額及び取得価額は、以下の定めにより調整される。

(1) 株式等の発行又は処分に伴う調整

C種優先株式発行後、下記①又は②に掲げる事由により当社の株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、（取得条項に関する定め）の取得価額（以下「C種取得価額」という。）は、下記①の場合は当該株式の1株当たりの払込金額に、下記②の場合は下記に定めるC種潜在株式等取得価額に、それぞれ変更されるものとする。

- ① 調整前のC種取得価額を下回る払込金額をもって株式を発行又は処分する場合。但し、株式無償割当てによる場合及び潜在株式等（取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは当社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味する。以下同じ。）の取得原因（潜在株式等に基づき会社が株式を交付する原因となる保有者若しくは当社の請求又は一定の事由を意味する。以下同じ。）の発生による場合を除く。調整後のC種取得価額は、募集又は割当てのための基準日があるときはその日の翌日、それ以外ときは株式の発行又は処分の効力発生日（会社法第209条第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）の翌日以降にこれを適用する。
- ② 調整前のC種取得価額を下回るC種潜在株式等取得価額をもって株式を取得し得る潜在株式等を発行又は処分する場合（無償割当てを含む。但し、株式無償割当てを除く。）。本②にいう「C種潜在株式等取得価額」とは、株式1株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味するものとし、以下同様とする。調整後のC種取得価額は、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日、それ以外ときは潜在株式等の発行又は処分の効力発生日（会社法第209条第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）に、全ての潜在株式等につき取得原因が発生したものとみなし、このみなされる日の翌日以降にこれを適用する。

(2) 株式の分割、併合又は無償割当てによる調整

C種優先株式発行後、株式の分割、併合又は株式無償割当てを行う場合は、C種取得価額は以下の調整式に基づき調整される。調整後のC種取得価額は、株式分割、株式併合又は株式無償割当ての効力発生日（割当てのための基準日がある場合はその日）の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。調整額の算定上発生した1円未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後C種取得価額} = \text{当該調整前C種取得価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合・無償割当ての比率}}$$

(3) その他の調整

上記に掲げた事由によるほか、次に該当する場合には、当社は取締役会の決議に基づき、合理的な範囲においてC種優先株式の取得価額及び／又は基準価額の調整を行うものとする。

- ① 合併、会社分割、株式移転又は株式交換のためにC種取得価額の調整を必要とする場合。
- ② 潜在株式等の取得原因が発生する可能性のある期間が終了した場合。但し、潜在株式等の全部について取得原因が発生した場合を除く。
- ③ 潜在株式等にかかる(1)②に定める潜在株式等取得価額が修正される場合。
- ④ 上記のほか、当社の普通株式数に変更又は変更の可能性を生じる事由の発生によって取得価額の調整が必要であると取締役会が合理的に判断する場合。

(会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無)

会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

7. D種優先株式の内容は以下のとおりです。

(優先配当金)

当社は、当社が吸収分割又は新設分割をする場合において剰余金の配当をするときには、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたD種優先株主又はD種優先登録質権者に対し、同日の最終の株主名簿に記載された普通株主又は普通登録質権者に先立ち、D種優先株式1株につき、D種優先分配額に相当する額をそれぞれ配当する。なお、本項に基づき配当される剰余金の額が、発行済のD種優先株式の数(自己株式を除く。)にD種優先分配額を乗じた額の合計額に満たない場合には、本項に基づきD種優先株式1株当たり配当される剰余金の額の比率が、D種優先分配額の比率と同じになるように配当する。

前項に基づく配当をした後、普通株主又は普通登録質権者に対して配当をするときは、同時に、D種優先株主又はD種優先登録質権者に対して、D種優先株式1株当たり、普通株式1株当たりの配当額に、その時点におけるD種取得比率を乗じた額の配当をそれぞれ行う。なお、本条に基づく配当財産の計算上生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

(残余財産の分配)

当社の残余財産を分配するときは、D種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対し、D種優先株式1株につき金551円(以下「D種優先分配額」という。)が、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち分配される。但し、D種優先株式につき、株式分割、株式併合、株式無償割当又はこれに類する事由があったときは、その比率に応じて、D種優先分配額は適切に調整される。D種優先株主又はD種優先登録株式質権者にD種優先分配額の残余財産が分配されたのち、なお残余財産がある場合は、D種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対し、D種優先株式1株につき、普通株式1株に対して分配される残余財産と同額の残余財産が分配される。

(議決権)

D種優先株主は、当社株主総会及びD種優先株主を構成員とする種類株主総会において、D種優先株式1株につき1個の議決権を有する。

(普通株式を対価とする取得請求権)

D種優先株主は、D種優先株主となった時点以降いつでも、保有するD種優先株式の全部又は一部につき、当社がD種優先株式を取得すると引換えに普通株式を交付することを当社に請求することができる権利(以下「取得請求権」という。)を有する。その条件は以下のとおりとする。

(1) D種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式数

D種優先株式1株の取得と引換えに交付する当社の普通株式の株式数(以下「D種取得比率」という。)は次のとおりとする。かかる取得請求権の行使により各D種優先株主に対して交付される普通株式の数につき1株未満の端数が発生した場合はこれを切り捨て、金銭による調整を行う。

$$\text{D種取得比率} = \frac{\text{D種優先株式の基準価額}}{\text{取得価額}}$$

(2) 上記(1)のD種優先株式の基準価額及び取得価額は、当初551円とする。

(取得条項に関する定め)

当社は、当社の株式の金融商品取引所への上場の申請を行うことが取締役会で可決され、かつ当該株式公開に関する主幹事の金融商品取引業者から要請を受けた場合、D種優先株式の基準価額及び取得価額をそれぞれ551円とし、D種優先株式1株に対し、普通株式(基準価額÷取得価額)株の割合で、普通株式と引き換えにD種優先株式を全部取得できるものとする。但し、基準価額及び取得価額については、次項「取得価額等の調整」に定めるところに従い調整されることがある。

(取得価額等の調整)

D種優先株式の基準価額及び取得価額は、以下の定めにより調整される。

(1) 株式等の発行又は処分に伴う調整

D種優先株式発行後、下記①又は②に掲げる事由により当社の株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、(取得条項に関する定め)の取得価額(以下「D種取得価額」という。)は、下記①の場合は当該株式の1株当たりの払込金額に、下記②の場合は下記に定めるD種潜在株式等取得価額に、それぞ

れ変更されるものとする。

① 調整前のD種取得価額を下回る払込金額をもって株式を発行又は処分する場合。但し、株式無償割当てによる場合及び潜在株式等（取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは当社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味する。以下同じ。）の取得原因（潜在株式等に基づき会社が株式を交付する原因となる保有者若しくは当社の請求又は一定の事由を意味する。以下同じ。）の発生による場合を除く。調整後のD種取得価額は、募集又は割当てのための基準日があるときはその日の翌日、それ以外のときは株式の発行又は処分の効力発生日（会社法第209条第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）の翌日以降にこれを適用する。

② 調整前のD種取得価額を下回るD種潜在株式等取得価額をもって株式を取得し得る潜在株式等を発行又は処分する場合（無償割当てを含む。但し、株式無償割当てを除く。）。本②にいう「D種潜在株式等取得価額」とは、株式1株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味するものとし、以下同様とする。調整後のD種取得価額は、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日、それ以外のときは潜在株式等の発行又は処分の効力発生日（会社法第209条第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）に、全ての潜在株式等につき取得原因が発生したもののみならず、このみなされる日の翌日以降にこれを適用する。

(2) 株式の分割、併合又は無償割当てによる調整

D種優先株式発行後、株式の分割、併合又は株式無償割当てを行う場合は、D種取得価額は以下の調整式に基づき調整される。調整後のD種取得価額は、株式分割、株式併合又は株式無償割当ての効力発生日（割当てのための基準日がある場合はその日）の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。調整額の算定上発生した1円未満の端数は切り捨てるものとする。

1

調整後D種取得価額＝当該調整前D種取得価額×  $\frac{1}{\text{分割・併合・無償割当ての比率}}$

(3) その他の調整

上記に掲げた事由によるほか、次に該当する場合には、当社は取締役会の決議に基づき、合理的な範囲においてD種優先株式の取得価額及び／又は基準価額の調整を行うものとする。

① 合併、会社分割、株式移転又は株式交換のためにD種取得価額の調整を必要とする場合。

② 潜在株式等の取得原因が発生する可能性のある期間が終了した場合。但し、潜在株式等の全部について取得原因が発生した場合を除く。

③ 潜在株式等にかかる(1)②に定める潜在株式等取得価額が修正される場合。

④ 上記のほか、当社の普通株式数に変更又は変更の可能性を生じる事由の発生によって取得価額の調整が必要であると取締役会が合理的に判断する場合。

(会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無)

会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

8. E種優先株式の内容は以下のとおりです。

(優先配当金)

当社は、当社が吸収分割又は新設分割をする場合において剰余金の配当をするときには、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたE種優先株主又はE種優先登録質権者に対し、同日の最終の株主名簿に記載された普通株主又は普通登録質権者に先立ち、E種優先株式1株につき、E種優先分配額に相当する額をそれぞれ配当する。なお、本項に基づき配当される剰余金の額が、発行済のE種優先株式の数（自己株式を除く。）にE種優先分配額を乗じた額の合計額に満たない場合には、本項に基づきE種優先株式1株当たり配当される剰余金の額の比率が、E種優先分配額の比率と同じになるように配当する。

前項に基づく配当をした後、普通株主又は普通登録質権者に対して配当をするときは、同時に、E種優先株主又はE種優先登録質権者に対して、E種優先株式1株当たり、普通株式1株当たりの配当額に、その時点におけるE種取得比率を乗じた額の配当をそれぞれ行う。なお、本条に基づく配当財産の計算上生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

(残余財産の分配)

当社の残余財産を分配するときは、E種優先株主又はE種優先登録株式質権者に対し、E種優先株式1株につき金1,030円（以下「E種優先分配額」という。）が、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち分配される。但し、E種優先株式につき、株式分割、株式併合、株式無償割当て又はこれに類する事由があったときは、その比率に応じて、E種優先分配額は適切に調整される。E種優先株主又はE種優先登録株式質権者にE種優先分配額の残余財産が分配されたのち、なお残余財産がある場合は、E種優先株主又はE種優先登録株式質権者に対し、E種優先株式1株につき、普通株式1株に対して分配される残余財産と同額の残余財産が分配される。

(議決権)

E種優先株主は、当社株主総会及びE種優先株主を構成員とする種類株主総会において、E種優先株式1株につき1個の議決権を有する。

(普通株式を対価とする取得請求権)

E種優先株主は、E種優先株主となった時点以降いつでも、保有するE種優先株式の全部又は一部につき、当社がE種優先株式を取得すると引換えに普通株式を交付することを当社に請求することができる権利（以下「取得請求権」という。）を有する。その条件は以下のとおりとする。

(1) E種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式数

E種優先株式1株の取得と引換えに交付する当社の普通株式の株式数（以下「E種取得比率」という。）は次のとおりとする。かかる取得請求権の行使により各E種優先株主に対して交付される普通株式の数につき1株未満の端数が発生した場合はこれを切り捨て、金銭による調整を行う。

$$\text{E種取得比率} = \frac{\text{E種優先株式の基準価額}}{\text{取得価額}}$$

(2) 上記(1)のE種優先株式の基準価額及び取得価額は、当初1,030円とする。

(取得条項に関する定め)

当社は、当社の株式の金融商品取引所への上場の申請を行うことが取締役会で可決され、かつ当該株式公開に関する主幹事の金融商品取引業者から要請を受けた場合、E種優先株式の基準価額及び取得価額をそれぞれ1,030円とし、E種優先株式1株に対し、普通株式（基準価額÷取得価額）株の割合で、普通株式と引き換えにE種優先株式を全部取得できるものとする。但し、基準価額及び取得価額については、次項「取得価額等の調整」に定めるところに従い調整されることがある。

(取得価額等の調整)

E種優先株式の基準価額及び取得価額は、以下の定めにより調整される。

(1) 株式等の発行又は処分に伴う調整

E種優先株式発行後、下記①又は②に掲げる事由により当社の株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、（取得条項に関する定め）の取得価額（以下「E種取得価額」という。）は、下記①の場合は当該株式の1株当たりの払込金額に、下記②の場合は下記に定めるE種潜在株式等取得価額に、それぞれ変更されるものとする。

① 調整前のE種取得価額を下回る払込金額をもって株式を発行又は処分する場合。但し、株式無償割当てによる場合及び潜在株式等（取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは当社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味する。以下同じ。）の取得原因（潜在株式等に基づき会社が株式を交付する原因となる保有者若しくは当社の請求又は一定の事由を意味する。以下同じ。）の発生による場合を除く。調整後のE種取得価額は、募集又は割当てのための基準日があるときはその日の翌日、それ以外の場合は株式の発行又は処分の効力発生日（会社法第209条第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）の翌日以降にこれを適用する。

② 調整前のE種取得価額を下回るE種潜在株式等取得価額をもって株式を取得し得る潜在株式等を発行又は処分する場合（無償割当てを含む。但し、株式無償割当てを除く。）。本②にいう「E種潜在株式等取得価額」とは、株式1株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味するものとし、以下同様とする。調整後のE種取得価額は、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日、それ以外の場合は潜在株式等の発行又は処分の効力発生日（会社法第209条第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）に、全ての潜在株式等につき取得原因が発生したものとみなし、このみなされる日の翌日以降にこれを適用する。

(2) 株式の分割、併合又は無償割当てによる調整

E種優先株式発行後、株式の分割、併合又は株式無償割当てを行う場合は、E種取得価額は以下の調整式に基づき調整される。調整後のE種取得価額は、株式分割、株式併合又は株式無償割当ての効力発生日（割当てのための基準日がある場合はその日）の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。調整額の算定上発生した1円未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後E種取得価額} = \text{当該調整前E種取得価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合・無償割当ての比率}}$$

(3) その他の調整

上記に掲げた事由によるほか、次に該当する場合には、当社は取締役会の決議に基づき、合理的な範囲においてE種優先株式の取得価額及び／又は基準価額の調整を行うものとする。

① 合併、会社分割、株式移転又は株式交換のためにE種取得価額の調整を必要とする場合。

② 潜在株式等の取得原因が発生する可能性のある期間が終了した場合。但し、潜在株式等の全部について取得原因が発生した場合を除く。

③ 潜在株式等にかかる(1)②に定める潜在株式等取得価額が修正される場合。

④ 上記のほか、当社の普通株式数に変更又は変更の可能性を生じる事由の発生によって取得価額の調整が必要であると取締役会が合理的に判断する場合。

(会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無)

会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

9. F種優先株式の内容は以下のとおりです。

(優先配当金)

当社は、当社が吸収分割又は新設分割をする場合において剰余金の配当をするときには、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたF種優先株主又はF種優先登録質権者に対し、同日の最終の株主名簿に記載された普通株主又は普通登録質権者に先立ち、F種優先株式1株につき、F種優先分配額に相当する額をそれぞれ配当する。なお、本項に基づき配当される剰余金の額が、発行済のF種優先株式の数（自己株式を除く。）にF種優先分配額を乗じた額の合計額に満たない場合には、本項に基づきF種優先株式1株当たり配当される剰余金の額の比率が、F種優先分配額の比率と同じになるように配当する。

前項に基づく配当をした後、普通株主又は普通登録質権者に対して配当をするときは、同時に、F種優先株主又はF種優先登録質権者に対して、F種優先株式1株当たり、普通株式1株当たりの配当額に、その時点におけるF種取得比率を乗じた額の配当をそれぞれ行う。なお、本条に基づく配当財産の計算上生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

(残余財産の分配)

当社の残余財産を分配するときは、F種優先株主又はF種優先登録株式質権者に対し、F種優先株式1株につき金1,031円（以下「F種優先分配額」という。）が、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち分配される。但し、F種優先株式につき、株式分割、株式併合、株式無償割当又はこれに類する事由があったときは、その比率に応じて、F種優先分配額は適切に調整される。F種優先株主又はF種優先登録株式質権者にF種優先分配額の残余財産が分配されたのち、なお残余財産がある場合は、F種優先株主又はF種優先登録株式質権者に対し、F種優先株式1株につき、普通株式1株に対して分配される残余財産と同額の残余財産が分配される。

(議決権)

F種優先株主は、当社株主総会及びF種優先株主を構成員とする種類株主総会において、F種優先株式1株につき1個の議決権を有する。

(普通株式を対価とする取得請求権)

F種優先株主は、F種優先株主となった時点以降いつでも、保有するF種優先株式の全部又は一部につき、当社がF種優先株式を取得するのと引換えに普通株式を交付することを当社に請求することができる権利（以下「取得請求権」という。）を有する。その条件は以下のとおりとする。

(1) F種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式数

F種優先株式1株の取得と引換えに交付する当社の普通株式の株式数（以下「F種取得比率」という。）は次のとおりとする。かかる取得請求権の行使により各F種優先株主に対して交付される普通株式の数につき1株未満の端数が発生した場合はこれを切り捨て、金銭による調整を行う。

$$\text{F種取得比率} = \frac{\text{F種優先株式の基準価額}}{\text{取得価額}}$$

(2) 上記(1)のF種優先株式の基準価額及び取得価額は、当初1,031円とする。

(取得条項に関する定め)

当社は、当社の株式の金融商品取引所への上場の申請を行うことが取締役会で可決され、かつ当該株式公開に関する主幹事の金融商品取引業者から要請を受けた場合、F種優先株式の基準価額及び取得価額をそれぞれ1,031円とし、F種優先株式1株に対し、普通株式（基準価額÷取得価額）株の割合で、普通株式と引き換えにF種優先株式を全部取得できるものとする。但し、基準価額及び取得価額については、次項「取得価額等の調整」に定めるところに従い調整されることがある。

(取得価額等の調整)

F種優先株式の基準価額及び取得価額は、以下の定めにより調整される。

(1) 株式等の発行又は処分に伴う調整

F種優先株式発行後、下記①又は②に掲げる事由により当社の株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、（取得条項に関する定め）の取得価額（以下「F種取得価額」という。）は、下記①の場合は当該株式の1株当たりの払込金額に、下記②の場合は下記に定めるF種潜在株式等取得価額に、それぞれ変更されるものとする。

- ① 調整前のF種取得価額を下回る払込金額をもって株式を発行又は処分する場合。但し、株式無償割当てによる場合及び潜在株式等（取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは当社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味する。以下同じ。）の取得原因（潜在株式等に基づき会社が株式を交付する原因となる保有者若しくは当社の請求又は一定の事由を意味する。以下同じ。）の発生による場合を除く。調整後のF種取得価額は、募集又は割当てのための基準日があるときはその日の翌日、それ以外のときは株式の発行又は処分の効力発生日（会社法第209条第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）の翌日以降にこれを適用する。
- ② 調整前のF種取得価額を下回るF種潜在株式等取得価額をもって株式を取得し得る潜在株式等を発行又は処分する場合（無償割当てを含む。但し、株式無償割当てを除く。）。本②にいう「F種潜在株式等取得価額」とは、株式1株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額を



意味するものとし、以下同様とする。調整後のF種取得価額は、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日、それ以外のときは潜在株式等の発行又は処分の効力発生日（会社法第209条第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）に、全ての潜在株式等につき取得原因が発生したものとみなし、このみなされる日の翌日以降にこれを適用する。

(2) 株式の分割、併合又は無償割当てによる調整

F種優先株式発行後、株式の分割、併合又は株式無償割当てを行う場合は、F種取得価額は以下の調整式に基づき調整される。調整後のF種取得価額は、株式分割、株式併合又は株式無償割当ての効力発生日（割当てのための基準日がある場合はその日）の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。調整額の算定上発生した1円未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後F種取得価額} = \text{当該調整前F種取得価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合・無償割当ての比率}}$$

(3) その他の調整

上記に掲げた事由によるほか、次に該当する場合には、当社は取締役会の決議に基づき、合理的な範囲においてF種優先株式の取得価額及び/又は基準価額の調整を行うものとする。

- ① 合併、会社分割、株式移転又は株式交換のためにF種取得価額の調整を必要とする場合。
- ② 潜在株式等の取得原因が発生する可能性のある期間が終了した場合。但し、潜在株式等の全部について取得原因が発生した場合を除く。
- ③ 潜在株式等にかかる(1)②に定める潜在株式等取得価額が修正される場合。
- ④ 上記のほか、当社の普通株式数に変更又は変更の可能性を生じる事由の発生によって取得価額の調整が必要であると取締役会が合理的に判断する場合。

(会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無)

会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

第13回新株予約権

決議年月日	2022年4月15日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 68(注)6
新株予約権の数(個) ※	2,010 [1,960] (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 402,000 [196,000] (注)1、5
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	279 [558] (注)2
新株予約権の行使期間	2024年4月16日～2032年4月15日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 279 [558] 資本組入額 139.5 [279] (注)5
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

※ 新株予約権発行時(2022年4月16日)における内容を記載しております。新株予約権発行時から提出日の前月末現在(2022年10月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[ ]内に記載しており、その他の事項については新株予約権発行時における内容から変更はありません。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、新株予約権発行時においては200株、提出日の前月末現在においては100株です。

ただし、新株予約権1個あたりの目的となる株式数は、以下の定めにより調整されることがある。

- (1) 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその1個あたりの目的たる株式数を次の算式に伴い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとす

る。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第2項第1号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

- (2) 当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める新株予約権1個あたりの目的たる株式数の調整を行う。

2. 行使価額は以下に定めるところに従い調整されることがある。

- (1) 当社が普通株式について株式の分割若しくは併合を行う場合、又は無償割当てにより普通株式を発行する場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。「無償割当ての比率」とは、無償割当て後の発行済普通株式総数（自己株式を除く。）を無償割当て前の発行済普通株式総数（自己株式を除く。）で除した数を意味する。調整後の行使価額の適用時期は、株式の分割及び併合については注1第(1)号の調整後の株式数の適用時期に準じ、無償割当てについては効力発生日（割当てのための基準日がある場合はその日）の翌日以降適用されるものとする。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 ×  $\frac{1}{\text{分割・併合・無償割当ての比率}}$

- (2) 当社が、(i) 時価を下回る1株あたりの払込金額での普通株式の発行又は処分（株式無償割当てを除く。潜在株式等の取得原因の発生によるもの、並びに合併、株式交換、及び会社分割に伴うものを除く。）、又は(ii) 時価を下回る1株あたりの取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等の発行又は処分（無償割当てによる場合を含むが、株式無償割当てを除く。また潜在株式等の取得原因の全部又は一部の発生による場合を除く。）を行うときは、未行使の本新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。なお、上記における「潜在株式等」、「取得原因」及び「取得価額」の意味は以下のとおりとし、以下同様とする。「潜在株式等」とは、取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは当会社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利（普通株式の交付を受けることのできる取得請求権の付された種類株式を目的とする新株予約権のように、複数回の請求又は事由を通じて普通株式を取得し得るものを含む。）を意味する。「取得原因」とは、潜在株式等に基づき当社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは当社の請求又は一定の事由を意味する。「取得価額」とは、普通株式1株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味する。なお、本号において「時価」とは、調整後の行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の金融商品取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。但し、当社の普通株式が金融商品取引所に上場される前及び上場後45取引日（上場日を含む。）が経過するまでの期間においては、調整前の行使価額をもって時価とみなす。上記調整による調整後の行使価額は、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日の翌日、それ以外の場合は普通株式又は潜在株式等の発行又は処分の効力発生日（会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）の翌日以降に適用されるものとする。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 ×  $\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$

なお、上記算式については下記の定めに従うものとする。

- ① 「既発行株式数」とは、調整後の行使価額が適用される日の前日における、当社の発行済普通株式総数（当社が保有するものを除く。）及び発行済の潜在株式等（当社が保有するものを除く。）の目的たる普通株式数を合計した数を意味するものとする（但し、当該調整事由による普通株式又は潜在株式の発行又は処分の効力が上記適用日の前日までに生じる場合、当該発行又は処分される普通株式及び当該発行又は処分される潜在株式の目的たる普通株式の数は算入しない。）。
- ② 当社が自己株式を処分することにより調整が行われる場合においては、「新発行株式数」は「処分する自己株式の数」と読み替えるものとする。
- ③ 当社が潜在株式等を発行又は処分することにより調整が行われる場合における「新発行株式数」とは、発行又は処分される潜在株式等の目的たる普通株式の数を、「1株あたり払込金額」とは、目的となる普通株式1株あたりの取得価額を、それぞれ意味するものとする。
- (3) 本注第(2)号の(ii)に定める潜在株式等の取得原因が発生する可能性のある期間が終了した場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行う。但し、その潜在株式等の全部について取得原因が発生した場合を除く。
- (4) 当社が合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行う。
- (5) 当社が株主割当て又は株式無償割当て以外の方法で普通株式又は潜在株式等を発行又は処分する場合において、当社が調整を行わない旨を決定した場合には、本注第(2)号に基づく調整は行われぬもの

とする。

### 3. 新株予約権の行使条件

- (1) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は新株予約権者について、次のいずれかの取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められない。ただし、当社が認めた場合はこの限りではない。
  - ①当社が消滅会社となる吸収会社若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転について、法令上又は当社の定款上必要な当社の株主総会の承認決議（株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議（当社が取締役会設置会社でない場合においては会社法第348条に定める業務の決定の方法に基づく決定））が行われたときは、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
  - ②当社の発行済株式総数の過半数の株式について、同時又は実質的に同時に特定の第三者（当社の株主を含む）に移転する旨の書面による合意が、当該株式の各保有者と当該第三者との間で成立した場合には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
  - ③当社の株主による株式等売渡請求（会社法第179条の3第1項に定義するものを意味する。）を当社が承認した場合には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
  - ④新株予約権者が次のいずれかの身分とも喪失した場合、当社は未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
    - (a) 当社又は当社の子会社（会社法第2条第3号に定める当社の子会社を意味し、以下単に「子会社」）の取締役又は監査役
    - (b) 当社又は子会社の使用人
    - (c) 顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にあるもの
  - ⑤次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
    - (a) 新株予約権者が禁固以上の刑に処せられた場合
    - (b) 新株予約権者が当社又は子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社又は子会社と競業した場合。但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
    - (c) 新株予約権者が法令違反その他不正行為により当社又は子会社の信用を損ねた場合
    - (d) 新株予約権者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
    - (e) 新株予約権者が支払い停止若しくは支払い不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
    - (f) 新株予約権者につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生法手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申し立てがあった場合
    - (g) 新株予約権者につき解散の決議が行われた場合
    - (h) 新株予約権者が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、その他暴力、威力又は詐欺的手法を使用して経済的利益を追求する集団又は個人を意味する。）であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合
    - (i) 新株予約権者が本要項又は当社と締結した契約に違反した場合
  - ⑥新株予約権者が当社又は子会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合も含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
    - (a) 新株予約権者が自己に適用される当社又は子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合
    - (b) 新株予約権者が取締役としての忠実義務等当社又は子会社に対する義務に違反した場合
- (2) 本新株予約権の行使は新株予約権者が生存していることを条件とし、新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。
- (3) 新株予約権者は、本新株予約権の目的である当社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場されるまでの期間は、新株予約権を行使することができないものとする。但し、当社が認めた場合はこの限りではない。
- (4) 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

### 4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が組織再編成行為を行う場合は、組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の権利者に対して、手続に応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社（いずれの場合も株式会社に限定。以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとする。但し、下記の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編成行為にかかる契約又は計画において

定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
権利者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
  - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、上表の「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」に準じて決定する。
  - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法  
組織再編行為の条件等を勘案の上、上表の「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
  - (5) 新株予約権を行使することができる期間  
上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
  - (6) 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容  
上表の「新株予約権の行使の条件」に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。
  - (7) 新株予約権の譲渡制限  
新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会（取締役会非設置会社の場合は株主総会）の承認を要するものとする。
  - (8) 組織再編行為の際の取扱い  
本項に準じて決定する。
5. 2022年8月22日開催の取締役会決議及び2022年9月6日開催の臨時株主総会決議に基づき、2022年9月6日付で普通株式2株につき1株の割合で株式併合を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
6. 権利の放棄・喪失等により、本書提出日の前月末現在における付与対象者の区分及び人数は、当社従業員66名となっております。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2022年4月21日	F種優先株式 1,940,000	普通株式 14,060,000 A種優先株式 5,540,000 B種優先株式 1,666,200 C種優先株式 4,195,200 D種優先株式 1,640,000 E種優先株式 194,400 F種優先株式 1,940,000	1,000,070	1,100,070	1,000,070	2,109,955

(注) 2022年4月21日を払込日とする第三者割当増資により、発行済株式総数が1,940,000株、資本金が1,000,070千円及び資本準備金が1,000,070千円増加しております。

有償第三者割当 発行価格 1,031円 資本組入額 515.5円  
割当先 Image Frame Investment (HK) Limited

## (5) 【大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	2022年5月31日現在
			発行済株式(自己株式を除く。)の総数 に対する所有株式の 割合(%)
加藤 貞顕	東京都千代田区	11,380,000	38.92
フェムトグロースキャピタル投資事業有限責任組合	東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号	3,640,000	12.45
株式会社日本経済新聞社	東京都千代田区大手町一丁目3番7号	1,982,000	6.78
Image Frame Investment (HK) Limited	Level 29, Three Pacific Place, 1 Queen's Road East, Wanchai, Hong Kong	1,940,000	6.64
ジャフコSV4共有投資事業有限責任組合	東京都港区虎ノ門一丁目23番1号	1,900,000	6.50
CA Startups Internet Fund 1号投資事業有限責任組合	東京都渋谷区宇田川町40番1号	1,420,000	4.86
UUUM株式会社	東京都港区赤坂九丁目7番1号	820,000	2.80
株式会社テレビ東京ホールディングス	東京都港区六本木三丁目2番1号	820,000	2.80
SMBCベンチャーキャピタル4号投資事業有限責任組合	東京都中央区八重洲一丁目3番4号	660,800	2.26
有限責任事業組合フェムト・スタートアップ	東京都渋谷区神宮前五丁目53番67号	640,000	2.19
計		25,202,800	86.21

## (6) 【議決権の状況】

## ① 【発行済株式】

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	2022年5月31日現在
			内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 14,060,000 A種優先株式 5,540,000 B種優先株式 1,666,200 C種優先株式 4,195,200 D種優先株式 1,640,000 E種優先株式 194,400 F種優先株式 1,940,000	普通株式 14,060,000 A種優先株式 5,540,000 B種優先株式 1,666,200 C種優先株式 4,195,200 D種優先株式 1,640,000 E種優先株式 194,400 F種優先株式 1,940,000	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	29,235,800	—	—
総株主の議決権	—	29,235,800	—

## ② 【自己株式等】

該当事項はありません。

## 2 【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4 【経理の状況】

### 1 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、第2四半期会計期間（2022年3月1日から2022年5月31日まで）及び第2四半期累計期間（2021年12月1日から2022年5月31日まで）に係る四半期財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

### 3 四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

### 4 最初に提出する四半期報告書の記載上の特例

当新規上場申請のための四半期報告書は、「企業内容等開示ガイドライン24の4の7-6」の規定に準じて前年同四半期との対比は行っておりません。

# 1 【四半期財務諸表】

## (1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

当第2四半期会計期間  
(2022年5月31日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	2,642,912
売掛金	133,246
仕掛品	2,618
未収入金	756,617
その他	33,134
流動資産合計	3,568,529
固定資産	
有形固定資産	26,640
無形固定資産	400
投資その他の資産	92,796
固定資産合計	119,837
資産合計	3,688,367
負債の部	
流動負債	
買掛金	6,858
未払法人税等	13,820
預り金	1,012,744
その他	244,519
流動負債合計	1,277,943
固定負債	
長期借入金	160,000
固定負債合計	160,000
負債合計	1,437,943
純資産の部	
株主資本	
資本金	1,100,070
資本剰余金	2,562,103
利益剰余金	△1,411,749
株主資本合計	2,250,424
純資産合計	2,250,424
負債純資産合計	3,688,367



## (2) 【四半期損益計算書】

## 【第2四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第2四半期累計期間 (自 2021年12月1日 至 2022年5月31日)
売上高	1,142,997
売上原価	120,701
売上総利益	1,022,295
販売費及び一般管理費	* 1,339,147
営業損失(△)	△316,851
営業外収益	
受取利息	3
違約金収入	4,049
その他	1,824
営業外収益合計	5,878
営業外費用	
支払利息	597
為替差損	5,701
上場関連費用	5,203
営業外費用合計	11,502
経常損失(△)	△322,475
税引前四半期純損失(△)	△322,475
法人税、住民税及び事業税	1,350
法人税等合計	1,350
四半期純損失(△)	△323,825

## (3) 【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当第2四半期累計期間  
(自 2021年12月1日  
至 2022年5月31日)

## 営業活動によるキャッシュ・フロー

税引前四半期純損失 (△)	△322,475
減価償却費	7,908
受取利息	△3
支払利息	597
売上債権の増減額 (△は増加)	△2,702
棚卸資産の増減額 (△は増加)	△1,800
仕入債務の増減額 (△は減少)	△1,367
未収入金の増減額 (△は増加)	△166,283
未払金の増減額 (△は減少)	29,305
未払費用の増減額 (△は減少)	5,418
前受金の増減額 (△は減少)	29,540
預り金の増減額 (△は減少)	196,321
その他	7,049
小計	△218,491
利息の受取額	3
利息の支払額	△597
法人税等の支払額	△2,700
法人税等の還付額	2
営業活動によるキャッシュ・フロー	△221,783

## 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△7,290
敷金及び保証金の差入による支出	△237
投資活動によるキャッシュ・フロー	△7,527

## 財務活動によるキャッシュ・フロー

株式の発行による収入	2,000,140
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,000,140
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	1,770,828
現金及び現金同等物の期首残高	872,084
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 2,642,912

## 【注記事項】

(会計方針の変更等)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を第1四半期会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより当第2四半期累計期間の損益に与える影響はありません。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、利益剰余金期首残高に与える影響はありません。

(追加情報)

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を第1四半期会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、四半期財務諸表に与える影響はありません。

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)の(重要な会計上の見積り)に記載した新型コロナウイルス感染症の影響に関する仮定について重要な変更はありません。

(四半期損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりです。

	当第2四半期累計期間 (自 2021年12月1日 至 2022年5月31日)
給与及び手当	482,230千円
支払手数料	308,831 〃

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおりです。

	当第2四半期累計期間 (自 2021年12月1日 至 2022年5月31日)
現金及び預金	2,642,912千円
現金及び現金同等物	2,642,912 〃

(株主資本等関係)

当第2四半期累計期間(自 2021年12月1日 至 2022年5月31日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第2四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

当社は、2022年4月21日付で、Image Frame Investment (HK) Limitedより第三者割当増資の払込みを受けました。この結果、当第2四半期累計期間において資本金が1,000,070千円、資本準備金が1,000,070千円増加し、当第2四半期会計期間末において資本金が1,100,070千円、資本剰余金が2,562,103千円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第2四半期累計期間(自 2021年12月1日 至 2022年5月31日)

当社は、メディアプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

当社は、メディアプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しておりますが、主要なサービスの種類及び取引形態により収益を分解した情報は以下のとおりです。

なお、継続取引とは主にサブスクリプション型の取引で、一定の期間にわたり移転される財又はサービスです。単発取引はそれ以外の取引であり、一時点で移転される財又はサービスです。

当第2四半期累計期間(自 2021年12月1日 至 2022年5月31日)

(単位：千円)

	note	note pro	法人向けサービス	その他(注)	合計
継続取引	221,133	141,017	—	52,912	415,063
単発取引	672,459	—	54,620	854	727,934
顧客との契約から生じる収益(合計)	893,593	141,017	54,620	53,767	1,142,997
その他の収益	—	—	—	—	—
外部顧客への売上高	893,593	141,017	54,620	53,767	1,142,997

(注) 主なものは、当社が運営するメディアのサービス収入などです。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりです。

	当第2四半期累計期間 (自 2021年12月1日 至 2022年5月31日)
1株当たり四半期純損失(△)	△23円35銭
(算定上の基礎)	
四半期純損失(△)(千円)	△323,825
普通株主及び普通株主と同等の株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式及び普通株式と同等の株式に係る四半期純損失(△)(千円)	△323,825
普通株式及び普通株式と同等の株式の期中平均株式数(株)	13,866,416
(うちA種優先株式数(株))	2,252,527
(うちB種優先株式数(株))	677,465
(うちC種優先株式数(株))	1,705,740
(うちD種優先株式数(株))	666,813
(うちE種優先株式数(株))	79,041
(うちF種優先株式数(株))	218,516
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	第13回新株予約権 新株予約権の数 2,010個 普通株式 201,000株

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純損失については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。
2. A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式は、剰余金の配当請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、普通株式と同等の株式としております。
3. 2022年9月6日付で普通株式2株につき1株の割合で株式併合を行っております。当事業年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して1株当たり四半期純損失を算定しております。

(重要な後発事象)

1. 優先株式の取得及び消却

株主からの取得請求権の行使を受けたことにより、2022年8月26日付でA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式のすべてを自己株式として取得し、対価としてA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式1株につき、それぞれ普通株式1株を交付しております。また、当社が取得したA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式のすべてについて、2022年8月22日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき消却することを決議し、2022年8月29日付で消却しております。

(1) 取得及び消却した株式数

A種優先株式	5,540,000株
B種優先株式	1,666,200株
C種優先株式	4,195,200株
D種優先株式	1,640,000株
E種優先株式	194,400株
F種優先株式	1,940,000株

(2) 交換により交付した普通株式数 15,175,800株

(3) 交付後の発行済普通株式数 29,235,800株

## 2. 株式併合

当社は、2022年8月22日開催の取締役会において、2022年9月6日開催の臨時株主総会に普通株式の併合に関する議案を付議することを決議し、同株主総会において、承認可決されました。当該株式併合の内容は次の通りです。

### (1) 株式併合の目的

当社の中長期的な株価変動等を勘案しつつ投資単位を適切な水準に調整するため。

### (2) 株式併合の内容

#### ① 株式併合する株式の種類

普通株式

#### ② 株式併合の方法・比率

2022年9月6日をもって、2022年9月6日の最終の株主名簿に記録された株主の所有株式（普通株式）について、2株につき1株の割合で併合

#### ③ 株式併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数（2022年9月6日）	29,235,800株
株式併合により減少する株式数	14,617,900株
株式併合後の発行済株式総数	14,617,900株

### (3) 1株当たり情報に与える影響

「1株当たり情報」は、当該株式併合が当事業年度の期首に行われたものと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に反映されております。

## 3. 資本金の額の減少及び剰余金の処分

当社は、2022年10月12日開催の取締役会において、2022年11月4日開催の臨時株主総会に、資本金の額の減少及び剰余金の処分について付議することを決議し、同株主総会において承認可決されました。

### (1) 資本金の額の減少及び剰余金の処分について

資本金の額の減少につきましては、今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保することを目的として、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額の減少を行うものです。

剰余金の処分につきましては、欠損を填補し、資本構成の是正を図る目的から、会社法第452条の規定に基づき、増加後のその他資本剰余金の一部を繰越利益剰余金に振り替えるものです。

### (2) 資本金の額の減少について

#### ① 減少すべき資本金の額

資本金1,100,070千円のうち1,000,070千円を減少し、100,000千円といたします。

#### ② 資本金の額の減少の方法

発行済株式総数の変更は行わず、減少する資本金の額をその他資本剰余金へ振り替えます。

### (3) 剰余金の処分について

#### ① 増加する剰余金の項目及び金額

繰越利益剰余金 1,000,070千円

#### ② 減少する剰余金の項目及び金額

その他資本剰余金 1,000,070千円

### (4) 資本金の額の減少及び剰余金の処分の日程

- |              |                 |
|--------------|-----------------|
| ① 取締役会決議日    | 2022年10月12日     |
| ② 臨時株主総会決議日  | 2022年11月4日      |
| ③ 債権者異議申述最終日 | 2022年11月28日（予定） |
| ④ 効力発生日      | 2022年11月29日（予定） |

## 2 【その他】

該当事項はありません。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。



# 独立監査人の四半期レビュー報告書

2022年11月14日

note株式会社

取締役会 御中

## EY新日本 有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士

矢部直哉

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士

田中計士

### 監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているnote株式会社の2021年12月1日から2022年11月30日までの第11期事業年度の第2四半期会計期間（2022年3月1日から2022年5月31日まで）及び第2四半期累計期間（2021年12月1日から2022年5月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、note株式会社の2022年5月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

### 監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 四半期財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的  
手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において  
一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に  
比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に  
関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期  
財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の  
作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか  
結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期  
レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な  
不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対し  
て限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期  
レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は  
継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる  
四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかと  
ともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期  
財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が  
認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期  
レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する  
規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び  
阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について  
報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害  
関係はない。

以 上